

(火薬類取締法施行規則の一部改正)

第十一条 火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十二 [略]</p> <p>十三 第三種保安物件 家屋(第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く。)</p> <p>、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、<u>発電所</u>、<u>蓄電所</u>、<u>変電所</u>及び工場</p> <p>十四〇十七 [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十二 [略]</p> <p>十三 第三種保安物件 家屋(第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く。)</p> <p>、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、<u>発電所</u>、<u>変電所</u>及び工場</p> <p>十四〇十七 [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	